

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則 昭和50年3月31日規則第27号			○川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則 昭和50年3月31日規則第27号		
別表第2（第3条の3関係） 包装食品の表示			別表第2（第3条の3関係） 包装食品の表示		
包装食品	表示すべき事項	表示の方法等	包装食品	表示すべき事項	表示の方法等
削除	削除	削除	1 調理冷凍食品（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により基準が定められているもの及びアップルパイ、フルーツパイその他これらに類するものを除く。）	原材料配合割合	原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、内容量を重量又は体積で表示することを適当としない製品にあっては、その表示を省略することができる。
板付き蒸しかまぼこ、蒸し焼きかまぼこ及び蒸しかまぼこ（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により基準が定められているものを除く。）	(1) 原材料配合割合 (2) でん粉含有率	(1) 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示	2 板付き蒸しかまぼこ、蒸し焼きかまぼこ及び蒸しかまぼこ（食品表示法第4条第1項の規定により基準が定められているものを除く。）	(1) 原材料配合割合 (2) でん粉含有率	(1) 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示

改正後			改正前		
		<p>すること。</p> <p>(2) でん粉含有率は、練りつぶし魚肉に対する割合をパーセントの単位で単位を明記して付記すること。ただし、種ものを加えた製品にあっては、その表示を省略することができる。</p>			<p>すること。</p> <p>(2) でん粉含有率は、練りつぶし魚肉に対する割合をパーセントの単位で単位を明記して付記すること。ただし、種ものを加えた製品にあっては、その表示を省略することができる。</p>
<p>表示に際し遵守すべき事項</p> <p>1 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印、ラベルの貼付その他の方法により表示すること。</p> <p>2 表示に用いる文字は、日本産業規格 8 ポイントの活字以上の大きさに地色と対照的な色とすること。</p>			<p>表示に際し遵守すべき事項</p> <p>1 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印、ラベルの貼付その他の方法により表示すること。</p> <p>2 表示に用いる文字は、日本産業規格 8 ポイントの活字以上の大きさに地色と対照的な色とすること。</p>		